

議案第 91 号

令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保険料納付環境（コンビニ収納等）整備事業	自 令和元年度 至 令和6年度	月額基本料金14千円及び1 件当たり55円に収納取扱件数 を乗じて得た額の合計額以内と 消費税及び地方消費税の合計額	自 令和元年度 至 令和6年度	月額基本料金17千円及び1 件当たり55円に収納取扱件数 を乗じて得た額の合計額以内と 消費税及び地方消費税の合計額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
保険料納付環境（コンビニ収納等）整備事業	月額基本料金17千円及び1件当たり55円に収納取扱件数を乗じて得た額の合計額以内と消費税及び地方消費税の合計額		千円	自 令 和 元 年 度 至 6 年 度	千円 3,561	千円	千円	千円	千円